



# 東日本ユニオンにいがた

http://niigatachihon.yukigesho.com/

## 初期設定作業を行わないことを理由として 出向者のタブレット交換は労働時間とせず

新潟地本は3月19日、申8号・業務指示に伴う作業に対する労働時間の付与を求める申し入れの団体交渉を行いました。  
出向社員の業務用タブレット端末交換に要する時間について労働時間を付与するよう求めました。

業務用タブレット端末の「Joi・Tab」の老朽交換にあたり、昨年11月20日付で出向中の社員に向けて発出された企画総務部人事ユニット名の文書では、端末交換における勤務の取扱いについて「労働時間として取り扱いません」とされました。

組合員や出向社員から「業務遂行に必要不可欠な貸与品なのに、なぜ移動時間を含め端末交換に必要な時間が労働時間とならないのか」という疑義の声が多数寄せられたことから、業務指示に伴う作業に対して労働時間の付与

を行うよう求めて申し入れを行っていたものです。組合側の要求に対しては、出向休職者はJoi・Tabの初期設定及び現行Joi・Tabの初期化作業は行っており、初期化作業は行っていないこととしておらず、端末の授受のみを扱うこととして行っていること、労働時間として取り扱わないものとするとの回答を示しました。

Joi・Tab端末の交換作業について、JR本体の社員は労働時間として扱っているのに対し、出向者は労働時間として取り扱わない理由を質しました。



支社側は、タブレットの初期設定作業があるJR本体社員については労働時間としたが、出向者のタブレットは本社で初期設定済みの状態で支社に届くため交換のみの作業であることから労働時間としていないとの考えを示しました。

その上で、出向者がタブレット交換作業を労働時間としない根拠は初期設定作業の有無によるものであり、タブレット交換作業における取り扱いには本

社通達に基づくものであるとしました。

◆ 出向者のJoi・Tab交換はどのように行ったのか質すと、新潟支社として独自に8カ所に交換拠点を設けて対応する手段を取ったとしました。

理由を質すと支社側は、これまでタブレットの交換時に様々な問い合わせが多くあったことから、対応するに当たって個別の問い合わせに対応するためであるとした。

勤務時間外で交換箇所まで移動する時間がかかっていることに対する認識を質しました。

支社側は、人事も限られた人工で交換作業の対応を行なうことから8カ所の拠点を設定し、交換箇所の案内は出向社員の就業箇所から選定したとした上で、移動時間が手間となれば次回は交換作業の拠点を含めて検討するとしていました。

また、端末を郵送する手段もあるが、タブレットを受け取る手続きと、送り返す手続きが発生し、出向社員に手間がかかるとしてしま

うとした上で、実際に行っている支社もあり、今後郵送の方が良いとなれば送りませ

ないとの考えを示しました。

◆ 組合側は、自分の時間で交換としたことで、勤務地や居住地から交換拠点までの移動を含め半日かかった社員もいる実態を指摘しました。

その上で、Joi・Tab端末は実質業務に必要な不可欠なものであり、通達に基づくことだが、業務に必要な端末の交換は業務時間として取り扱うべきだと主張しました。

支社側は、組合側の主張については承るとしながら、本社の通達文書に基づく取り扱いとしたと繰り返し、認識の一致には至りませんでした。

◆ 支社側は、自分の時間で交換としたことで、勤務地や居住地から交換拠点までの移動を含め半日かかった社員もいる実態を指摘しました。

その上で、Joi・Tab端末は実質業務に必要な不可欠なものであり、通達に基づくことだが、業務に必要な端末の交換は業務時間として取り扱うべきだと主張しました。

◆ 支社側は、自分の時間で交換としたことで、勤務地や居住地から交換拠点までの移動を含め半日かかった社員もいる実態を指摘しました。

その上で、Joi・Tab端末は実質業務に必要な不可欠なものであり、通達に基づくことだが、業務に必要な端末の交換は業務時間として取り扱うべきだと主張しました。

◆ 支社側は、自分の時間で交換としたことで、勤務地や居住地から交換拠点までの移動を含め半日かかった社員もいる実態を指摘しました。

その上で、Joi・Tab端末は実質業務に必要な不可欠なものであり、通達に基づくことだが、業務に必要な端末の交換は業務時間として取り扱うべきだと主張しました。

◆ 支社側は、自分の時間で交換としたことで、勤務地や居住地から交換拠点までの移動を含め半日かかった社員もいる実態を指摘しました。

その上で、Joi・Tab端末は実質業務に必要な不可欠なものであり、通達に基づくことだが、業務に必要な端末の交換は業務時間として取り扱うべきだと主張しました。

## 上中越支部第11回定期支部委員会開催 JR労働者が一致団結し、退職まで 安心して働ける職場をつくり出そう!

上中越支部は3月21日、上中越支部は3月21日、をいただきました。に、まちなかキャンパス長岡において、委員、傍聴者など総勢38名の結集のもと、第11回定期支部委員会を開催しました。

来賓として新潟地本より、鳥屋執行副委員長と藤田執行副委員長から参加

入以降の問題と課題、「業務融合における問題」「今冬期における問題」「職業田執行副委員長から参加

「フレックスタイム制導入以降の問題と課題」「業務融合における問題」「今冬期における問題」「職業田執行副委員長から参加

「フレックスタイム制導入以降の問題と課題」「業務融合における問題」「今冬期における問題」「職業田執行副委員長から参加

「フレックスタイム制導入以降の問題と課題」「業務融合における問題」「今冬期における問題」「職業田執行副委員長から参加

「フレックスタイム制導入以降の問題と課題」「業務融合における問題」「今冬期における問題」「職業田執行副委員長から参加

「フレックスタイム制導入以降の問題と課題」「業務融合における問題」「今冬期における問題」「職業田執行副委員長から参加



◆ 加藤議長のスミーズな進行により、暫定予算を含む下期の運動方針が満場一致で確立しました。

◆ 今後、職場の多くの声を結集し、労働組合の必要性を訴えながら一つひとつ問題を解決していくことを通じて組織の強化、拡大につなげていくこと、そしてJR労働者が一致団結して退職まで安心して働ける職場をつくり出していくことを今定期委員会で確認しました。

◆ 協定の締結に至りましたが、これで取り組みの終わりはありません。今後、制度の検証や実態把握を進めつつ、改善に向けて継続して取り組んでいきます。

(上中越支部投稿)

## 新潟地方本部エルダー協議会 第5回定期総会



とき 2026年5月23日(土)  
14時00分より  
ところ 新潟市万代市民会館

◆ 出向者のJoi・Tab交換はどのように行ったのか質すと、新潟支社として独自に8カ所に交換拠点を設けて対応する手段を取ったとしました。

◆ 中央本部は4月13日、経営側より提案されていた「労働条件に関する協約」一部改正に関する協定(案)(JR東日本グループのさらなる飛躍に向けて新たな組織と働き方について)を締結しました。

◆ 飛躍に向けた新たな組織と働き方について「の提案を受けて以降、社員の賃金や働き方、将来設計にまで影響を及ぼす重大な課題と位置づけ「定年退職まで安心して働ける労働条件・労働環境の実現」を掲げて取り組んできました。

◆ 3次にわたる草案作り